

要 望 事 項	回 答
<p>1 以下の項目について区として名古屋市に対し上申してください。</p> <p>(1) 現行助成要綱の改善要求</p> <p>①児童の人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、人数枠に応じて指導員1名を加配できる助成制度にして下さい。</p> <p>②2009年度までの助成金制度から学童保育所への助成金が減ることのないような緩和措置を継続して下さい。</p> <p>③20人から35人枠の助成金額を大幅に上げて下さい。</p> <p>④年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。</p> <p>⑤家賃補助を実態に即して増額して下さい。</p> <p>⑥保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつを用意などの午前中の勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。</p> <p>⑦障害児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう実態にあった補助金にして下さい。</p> <p>(2) 施設維持、改善について以下の項目を要求します。</p> <p>①施設確保のため、公共施設、小学校内施設等の活用ができるようにして下さい。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えしますが、本市では国基準にあわせた児童の人数区分に応じた助成としたことで、育成会への運営助成金の予算は市独自の基準であった平成21年度と比べ、平成25年度は1億2700万円余り増加しています。</p> <p>本市では国基準にあわせて、受入児童の人数区分に応じた助成内容を行っております。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えしますが、本市では、国基準にあわせた助成を行っています。国においても、「障害児受入」については、1クラブあたりの助成であり、大変困難です。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えしますが、公有地については、その多くがそれぞれ行政上の目的をもっており、活用が限定されていることから、育成会のために優先的に利用することは困難です。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>②施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。また、各学区に所在する公有地（空き地）とその利用目的を開示して下さい。</p> <p>③学童プレハブ施設を人数に応じてスペース確保ができるよう、改善して下さい。</p> <p>④学童施設を定期的に点検し、地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、空調設備を整えとともに施設管理費（修繕費用等）を必要に応じて援助して下さい。</p> <p>⑤施設防犯の向上へ向け、防犯灯の設置などを行って下さい。また、プレハブ保育室の施錠は脆弱であるため、抜本的な改善をして下さい。</p> <p>(3) トワイライトルームについて トワイライトルームの実施は、市民の混乱を招き、今後の学童保育の存続に大きく影響を与えるものです。トワイライトルームの実施は中止し、学童保育の歴史と実績を重視して、今ある学童施策を優先的に充実させるよう市へ強く上申して下さい。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えしますが、育成会が実施している留守家庭児童健全育成事業に対し、本市は運営助成制度により支援しているところであり、運営場所の確保は育成会で行っていただくものです。 土地や借家提供の呼び掛けを広報なごや区版に掲載するなどの協力させていただくとともに、専用室設置のための土地や借家を無償貸与される場合には、固定資産税及び都市計画税を減免し、土地や家屋の提供の促進を図っているところです。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えしますが、留守家庭児童専用室については、すべて新耐震基準で建てられています。 また、日常の管理、定期点検につきましては、各育成会にて行っていただくものと考えております。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>本市では、「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」に基づいて、小学校施設ではトワイライトスクールを実施し、この中で、子育て家庭のニーズ等も踏まえながら、トワイライトルームへ段階的に移行することとしています。この方向性に基づき、今年度より14校でトワイライトルームを実施したところです。 また、留守家庭児童育成会はトワイライトルームとは異なるニーズの受け皿となることから、育成会への運営助成も継続していきます。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 子ども・子育て新システムについて 企業参入、幼保一元化を推し進める「子ども・子育て支援法」の国の動きには名古屋市、港区としても反対し、親の要求、就労実態にあった公的保育制度の充実をすすめていくよう働きかけて下さい。</p>	<p>市として反対を表明することはありません。</p>
<p>2 以下の項目について、区として新たに検討・実施してください。</p> <p>(1) 「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供として校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように学校、校長会に働きかけてください。</p> <p>(2) 警報発令時等に児童の安全が確保されるよう、各学校の対応を確認、徹底してください。</p> <p>(3) 区主催による非常災害時対応等の講習会を実施してください。</p> <p>(4) 「広報なごや」へ留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内や土地確保のための情報提供案内も含めて、現行の年2回（9月、2月期）の掲載からさらに増やしてください。</p> <p>(5) 防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品（消火器等）を支給・設置してください。</p> <p>(6) 子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対し、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布してください。</p> <p>(7) 学童保育所施設、学校の通学路、学童近辺の安全な環境保全のために、同時に子どもたちの下校時の安全を確保するために学童保育所の存在を示す、案内看板の設置、また信号機・横断歩道・標識の設置などをしてください。必要な措置を関係各庁（署）へ働きかけてください。</p>	<p>従来から、子ども青少年局にて、留守家庭児童健全育成事業の案内チラシを作成しておりますが、今年度も10月に、市立小学校に配布し、就学前健診や入学説明会の機会等に周知いただくよう依頼しています。「就学時健診」及び「入学説明会」の前後の時間に留守家庭児童育成会の説明を実施することについては、各育成会からの依頼をお願いします。</p> <p>各学校における対応は教育委員会の指示の下に児童の安全確保の方策を取ることとされています。</p> <p>本市では、市政に関する施策などについて市民の皆さんに知っていただくために、「市政出前トーク」という事業を行っております。今年度の「市政出前トーク」の概要は別添のとおりでございますが、災害の防止に関するテーマは4-1から4-12までございますので、ご希望に沿うテーマを選んでいただき、名古屋市広報課までにお申込みを頂きたいと存じます。なお、「市政出前トーク」には、災害の防止に限らず様々なテーマをご用意されておりますので、機会があれば是非ご検討ください。</p> <p>平成23年度より、広報なごや港区版に年2回掲載させていただいており、今年度は9月期に1回掲載しております。2月期につきましても、他の官公署の原稿集約状況を勘案し、掲載可能と判断すれば掲載させていただきます。また、さらに別の期への掲載につきましても同様に原稿集約状況により掲載を判断させていただきます。</p> <p>留守家庭児童育成会の運営に対する助成金を交付しているところですので、運営にかかる備品等は育成会での準備をお願いします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>各育成会において、地域の協力を得て実施していただきますようお願いいたします。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3. 以下の項目について区として継続実施してください。</p>	
<p>(1) 図書券の支給。</p>	<p>要望の趣旨を社会福祉協議会にお伝えします。</p>
<p>(2) 区主催の年2回以上の学習会の実施。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(3) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(4) 問題別(移転など)に必要な応じた懇談。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(5) 学童へ年1回の視察。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(6) 運営等に際し、調査または現場視察等がある場合は事前に通知してください。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(7) 不審者情報の迅速な発信と徹底。</p>	<p>引き続きそのように努力します。</p>
<p>(8) 子ども青少年局発行の学童保育所案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。</p>	<p>引き続きそのように努力します。</p>
<p>(9) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。</p>	<p>要望に沿うよう努力します。</p>
<p>(10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。</p>	<p>子ども青少年局作成留守家庭児童健全育成事業案内チラシの区内公的施設への配布について努力します。</p>
<p>(11) 保育園長会へ入所募集活動等の仲介、援助。</p>	<p>引き続きそのように努力します。</p>
<p>(12) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。</p>	<p>引き続きそのように努力します。</p>
<p>(13) 区連協又は実行委員会主催による企画(まつり・学習会等)のポスターを区役所内に掲示。</p>	<p>まちづくり推進室情報コーナー担当あてにポスター等を送付していただければ、当区の配架基準に従い、掲示させていただきます。</p>
<p>(14) 港区ふれあい広場に港区学童保育連絡協議会として参加協力。</p>	<p>要望の趣旨を社会福祉協議会にお伝えします。</p>